第33回原子力委員会定例会議議事録

- 1. 日 時 2011年8月30日(火)10:30~12:35
- 2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室
- 3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、尾本委員 內閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 放射線班 茶山班長

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

内閣府

泉統括官、中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐、山口上席調査員、濱田調査員

4. 議 題

- (1) 除染における対応状況について (原子力災害対策本部)
- (2) 福島県内等の災害廃棄物の対応について (環境省)
- (3) 新大綱策定会議の再開について
- (4) 原子力安全規制のあり方について(見解)
- (5) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について
- (6) 尾本原子力委員会委員の海外出張について
- (7) その他

5. 配付資料

- (1-1) 除染推進に向けた基本的考え方(原子力災害対策本部資料)
- (1-2) 除染に関する緊急実施基本方針(原子力災害対策本部資料)
- (1-3) 除染実施に関する基本的考え方(原子力災害対策本部資料)
- (1-4) 推定年間被ばく線量の推移(原子力災害対策本部資料)

- (1-5) 市町村による除染実施ガイドライン (原子力災害対策本部資料)
- (1-6) 今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について(原 子力災害対策本部資料)
- (2-1)福島県内の災害廃棄物の対応について (環境省資料)
- (2-2) 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況 (環境省資料)
- (2-3) 福島県内の災害廃棄物の処理の方針 (環境省資料)
- (2-4) 一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果について(環 境省資料)
- (2-5) 一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果一覧(環境 省)
- (3)新大綱策定会議の再開について
- (4)原子力安全規制のあり方について(見解)
- (5) 鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について
- (6) 尾本原子力委員会の海外出張について
- (7)原子力防護専門部会(第24回)の開催について
- (8)第28回原子力委員会定例会議事録
- (9)第29回原子力委員会定例会議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第33回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日の議題は、1つが除染における対応状況についてと題して、原子力災害対策本部からお話いただきます。2つが、福島県内等の災害廃棄物の対応についてと題して、環境省からお話をいただきます。3つが、新大綱策定会議の再開について。4つが、原子力安全規制のあり方について。5つが、鈴木委員長代理の海外出張。6つが、尾本委員の海外出張。7、その他、ということでございますが、よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題をよろしくお願いします。

(中村参事官) 1番目の議題でございます。除染における対応状況についてということで、内閣府の原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム放射線班の茶山班長よりご説明いただきます。

(茶山班長) 茶山でございます。説明させていただきます。

資料1-1号、構成から申しますと1番目に除染推進に向けた基本的考え方ということで、8月26日、原子力対策本部で決定しました考え方を1枚にまとめたものでございます。それから、それのより具体的なものとしまして、除染に関する緊急実施基本方針、こちらが1-2号となっております。こちらの参考の図面としまして、1-3号と1-4号がついてございます。それから、1-5号といたしまして、市町村による除染実施ガイドライン、具体的に除染を行う場合のガイドラインが1-5号とつきまして、この1-5号の別添の形になるような資料といたしまして、この資料1-6号がついております。以上が資料の構成でございます。

基本的な考え方が1枚ございますので、こちらからご説明いたします。事故以来5カ月が経過をして、今なお被災者の方々の多くに不便な避難生活、不安な日常生活を強いておりますことを誠に申し訳なく思っております。これにつきまして、放射能による不安ということが大きいため、1日でも早く解消するためということで、ICRP、国際放射線防護委員会の考え方にのっとり、県、市町村、地域住民と連携し、以下の方針に基づいて除染を進めていくということを基本的な考え方としてございます。

以下、①から③までございますけれども、絵になっております1-3、1-4号もあわせてごらんいただければと思います。まず、①、推定年間被ばく線量が $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ を超えている地域を中心に、国が直接的に除染を推進します。こちらが1-3号の絵で、 $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ /年よりも上の線ですね、こちらについては赤く枠で囲んだ年間 $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ 以下への移行を目指すということで、住民の帰還が実現するまで国が主体的に除染を実施するという位置づけになっております。

②推定年間被ばく線量が $20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}\,\mathrm{e}$ 下回っている地域においても、市町村、住民の協力を得つつ、効果的な除染を実施し、推定年間被ばく線量が $1\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ に近づくことを目指します。これが1-3でございまして $1\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}\sim20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ のところ、こちらは現存被ばく状況に該当するような線量でございますけれども、追加被ばく線量を長期的には年間 $1\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ とするべく、右にありますように、市町村が除染計画を作成し、実施する。あるいは国は専門家の派遣、財政支援により円滑な除染を実施するということになっております。

このうち特に2つございますが、比較的高線量なところが大規模作業を伴う面的な除染が必要なところであろう。 $1\sim20$ の中でも比較的低線量の場合、具体的に線量で基準を示しておるわけではありませんけれども、低いところであれば、これは側溝や雨どいなど、いわゆるマイクロホットスポットなどと言われるような局所的な部分を集中的に除染をするとい

うことが対策の中心になるかと考えております。

それから、この中でも③でございますが、とりわけ子どもの生活圏につきましては、学校や公園などの除染を優先し、子どもについてはその推定年間被ばく線量が1日も早く1mSvに近づくようにし、さらにそれを下回ることを目指すということを考えて基本的な方針といたします。

その資料1-2で決定しました緊急実施基本方針というのは、今後2年間に目指すべき当面の目標、作業方針についてとりまとめるものということになります。この資料1-2でございますけれども、ここで再び本方針の目的ということが書かれて、この中では特に1ページ目の1の②のほうでございますけれども、今回の事故に伴います放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、これが先週成立いたしましたけれども、この法律の施行に当たって当面区域の設定とか技術基準の策定など、これらを慎重に進める必要があるために、実際にこの法律に基づく対策を行うのは少し後になってしまうので、除染が喫緊の課題であることにかんがみ、③にありますように、これを緊急実施に関する基本方針として定めて実施していくという考え方を示しております。

この1-2の2. 暫定目標は先ほどご説明したような形でございますが、特に③具体的な目標のところで、こちらは2年後までに一般公衆の推定年間被ばく線量を約50%減少した状態を実現することを目指すとしております。これにつきましては、いわゆる放射性物質の物理的減衰及び風雨など自然の要因によりまして放射性物質が減っていくいわゆるウェザリング効果、これらもあわせた減少が考えられるため、これについては約40%の減少を見込んでおります。さらに、除染の活動によって10%上乗せ削減することで50%の減少を実現するという目標であります。

④に先ほどの子どもについてはより深堀りするということでございますけれども、学校、公園などの除染を徹底することによって子どもの推定被ばく線量がおおむね60%減少するということを目指します。これについては、上のほうがいわゆる空間線量を実際に測ってみたほうで減少することを目指すということになりますし、子どもにつきましては例えば子どもの生活時間帯、何時間学校にいて何時間家にいるといったことなどを考えて被ばく評価を行った結果でさらに10%深堀りができればというところを考えております。こちら40%+20%で上記60%の減少を実現するということを目標にしております。

いずれにしましても、除染を本格的に取り組みますことは日本初めてのことになりますので、これはあくまで限られた情報に基づき決定した暫定的な目標でありますので、今後詳細

なモニタリングとデータの蓄積、また実際に除染のモデル事業ですとか線量の実測調査など を行って精査を重ね、目標についても定期的に見直しを図りつつ進めていきたいと考えてお ります。

除染の進め方といたしまして、3ページ目の基本的考え方が(1)(ア)で、まず国は責任を持って除染を推進するという考え方を示し、このために具体的には(イ)として、財政措置や機器等の効率的な整備、運用、また人材の育成、特に専門家の派遣などの支援を実施していくということです。それから、どういった方法を除染に用いるべきかということについて、情報として除染の技術カタログなどといったものを、これも適宜知見を入れながら更新しつつ示していく形になるかと思われますので、継続的に提供するということを書いております。

それから、放射性物質に汚染された土壌等の処理についても、国が責任を持って対応する ということと、そのために国内外の英知を結集して進めていくということが書いてございま す。

(2) に書いておりますのは、先ほど資料 1-3 を参照してご説明したところで、避難指示を受けている地域、特にこういったところは 20 m S v を超えるおそれがあるところを含むわけですけれども、この避難指示を受けている地域については国の避難指示が解除され住民が帰還するまでの間は、①の最後や②に書いてあるところでございますが、国が県及び市町村と連携の上、主体的に除染を実施していくということを書いてございます。

特に4ページの③のところでは、追加被ばく線量が年間20mSvを大幅に超えるような 区域においてモデル事業を実施するというようなことを書いてございます。

それから、 $1\sim20\,\mathrm{mS}\,\mathrm{v}$ のほうにつきましては、市町村が主体となりつつ、ただしこれもどういうことをやるかについては別添にしております除染実施ガイドラインを示しつつ、国が財政的な面や専門家を派遣するなどして協力をしてやっていくということで考えているものであります。

以下、先ほど1-3を参照しつつご説明しましたことが(イ)に書いてございます。

それから、5ページの(ウ)は追加被ばく線量がおおむね1mSv以下になるような地域、こういったところはいわゆる市町村単位での面的な広範な範囲にわたる除染というのは必要ではないと考えつつも、局所的に側溝とか雨どいなどで高線量を示すところがあるところから、そういったところについても除染を効果的に行っていけるよう、必要な支援を行うということです。

除染に伴って生じる土壌の処理については、これは国が責任を持って行うということではありますけれども、当面こういった国が責任を持って行う、そのためにロードマップを作成、公表するという方針を示しながらも、これは当然時間のかかることであり、迅速な除染が進まないということもまたよくないと考えまして、④でございますが、除染に伴って生じる土壌等については、当面の間市町村またはコミュニティごとに仮置場ということで持っていただいて、国としては財政面、技術面でそういった取組に対する支援に万全を期していくということを書いております。

それから、県におきましても必要に応じて横断的な調整機能ですとか、国と連携をした環境整備等に取り組んでいただくということを書いて、各者の役割、機能を書いてございます。具体的に市町村がどうやっていくかにつきましては、この除染実施ガイドラインで市町村の除染計画策定のお手伝い、参考になるようなものとして書いてございます。この中では特に、4ページ以降に対象ごとの除染の方針に関する暫定的考え方ということで、生活圏、家庭・庭あるいは道路、学校・保育所・公園など、それから街路樹など生活圏の樹木等について書いています。この中の学校・保育所・公園のところで、最初の段落の文で示しておりますけれども、学校の20mSvという考え方から毎時3.8 μ Svを上回っているところは、という考え方を4月に災害対策本部が文部科学省等々と相談しまして決めた暫定的考え方がございましたけれども、これについては現在毎時3.8 μ Svを上回っているところは1校もなく、これは役割を終えたということで書いてございます。

6ページのほうに森林、農地、河川等と示しておりますが、これらについてはそれぞれさらにもう少し検討をして、9月中に方針を示すとかいうことを森林や農地などについて書いております。河川についても早期に結論を得るべくさらに検討を進めるということを書いてございます。

4番が除染の作業の際の実施の安全確保、放射線防護等の考え方であり、土壌の取扱い、 仮置きをしていただくということや、排水の取扱い等について書いております。特に仮置場 が1つの関心になると思われますが、これは9ページから5番に仮置場の設置及び管理とし まして、特に仮置場の方法については山積みにする方法、これが9ページ下のほうに①とし て書いてございます。②がまとめて地下に置く方法ということで、2つご紹介します。その 9ページの(1)のところの下の行ですけれども、まとめて地下に置く方法で仮置きを行っ たほうが放射線の遮へいは比較的容易だと考えられるということで勧めております。

この適切な遮へいにつきましては10ページの(3)に、おおむね土にせよコンクリート

にせよ、30cmも覆土すれば非常に高い割合で放射線を減らせることを書いてございます。 その後の継続的なモニタリングや、仮置き終了後の管理等についてもお願いをし、除染実 施後の対応といたしまして、12ページには効果の検証ですとか、もし十分線量が低減しな かった箇所があれば、そこに注意喚起を行うといったことなどを書いて示しております。

別添1の資料1-6号につきましては、これまで過去関係機関等で発表した文章を参考として、あるいはこのガイドラインや方針からの引用参照のためにつけておりますものですので、この場での説明は省略いたします。

(近藤委員長) 説明どうもありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。私のほうからは、実は前回田中俊一さんはじめ ほかの方にも来ていただいてお話を伺ったんですが。実際に作業をするのは非常に人手がか かると。それが実は地元の雇用にもつながるというお話だったんですが、この作業の全体計 画をつくるときに、そういう地元の方々の雇用とか実際に作業をどういう方々にお願いする かとか、現在ボランティアでやっていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃると思うんですが、 これからはもっと大量に仕事が発生しますよね。その辺の計画はどう考えておられますか。

(茶山班長) 具体的な計画はこれから、特に市町村が計画をつくるところについては市町村に、 具体的には恐らくJAEAの人たちに協力してもらいながらになると思いますが、計画を作ってもらっています。実は、今福島県のほうで除染推進チームということで、環境省さんと、 それから現地にあります原子力災害対策本部、現地本部にいる自治体との対応をしておりますチームと、それからJAEAの三者でそういうチームをつくっております。今一部で既に 市町村と相談を始めたりしておりますけれども、その相談をして、いわば市町村ごとの除染の計画をつくっていただく。その中で恐らくそういう地元の要望を踏まえつつ、地元の業者の方の活用なども考えてやっていくことになると思います。

(鈴木委員長代理)原子力学会がクリーンアップ分科会で、環境修復センターという構想を出していますけれども、それに近いイメージと考えていいのですか。そういうコーディネートするような組織みたいなのを、今チームとおっしゃいましたけれども、そういうようなものを考えていらっしゃるんですか。

(茶山班長) このチームはまず実際に市町村に連絡をして、どういうやり方をとる場合にもまず市町村といろいろ相談していくことになりますので、そういう連絡をして計画をつくったり、そして現場でやるときに指導に行ったりということを考えています。学会御提案のセン

ターとも多少は似てくるところもあるかと思います

(鈴木委員長代理) 実際のそれはでは作業をする話ですね。

(茶山班長) はい、計画づくりと作業。

(鈴木委員長代理) わかりました。環境修復センターのアイデアは、さらにデータ収集とか、 もうちょっと包括的なものだったと思いますが。

(茶山班長) いろいろな知見、さらによりもっと大きな包括的な構想と聞いています。

(鈴木委員長代理) そこまではまだ考えてらっしゃらないですか。

(茶山班長)一方、あとJAEA自身が福島にそういう部隊を置いてという話、求められるものをどううまくそういうところでつくっていくか、ということがある。あと多分学会の方々のお考えは、またJAEAのみならずというところも1つのポイントなのでしょうし。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。

(近藤委員長)では、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございました。私からはまずお願いですけれども、先ほどの1-2の3ページのところに基本的な考え方があります。そこで国が責任を持って除染を推進します、そして財政措置、除染、測定機器の効率的な云々と書いてありますが、このことを被災した地域の皆様にしっかり伝えていただきたいなと思っています。

実は私は日曜日にJAEAのチームの方と一緒に南相馬市に行ってきましたが、既に市民の皆様は自分たちでやらなくちゃいけないんじゃないかということは伝わっていて、勝手にいるいろなことをやりつつあるんですね。しかし、どうしていいかわからないし、それをだれが面倒を見てくれるんだとか、どうして自分たちがやらなきゃいけないのかとか、いろいろな不満やご心配などが充満しているというかいっぱいでした。まずこの基本的な考え方について、各市町村から、市町村にはもう伝わっていると思いますが、住民の方にしっかり伝えるということをぜひお願いしたいと思っています。

その上で幾つかお伺いしたいと思っていますが。先ほど子どもの生活圏のところがありました。これは1-1ですかね、あちこちいって申しわけないんですが。1-1の③で子どもの生活圏の徹底的な除染を優先しというところがあります。本当に地域の方たちも一番子どものことを心配していらっしゃいますが、生活圏は学校と公園だけではなくて、やはり家の周りや、通学路の近辺あるいは家の近所、結局は全部のところをしっかりやるということになってしまいますが、生活圏全域を考えていただきたいなと思っております。

そして次に、除染の計画、指導についてアドバイザーというか各市町村に指導をするとい

うことをお話になりましたが、この計画づくりにはぜひ市民の方も入れていただくわけには いかないのかなと思っています。自分たちが知らないところで計画がつくられていくと、や はりなぜあそこが先なのかとか、あるいはいろいろなご不満も出てきますので、市民も納得 がいくように、計画策定に参加するということもぜひ考えていただきたいと思います。

さらに、市町村ごとによってバラツキがあるということのないようにするべきではないかと思います。例えば伊達市ではこう取り組んでいるのになぜ南相馬市では取り組まないのかとか、そういうご不満もやはり出てきていますので、その辺のところも一様にできるようにアドバイスするということが重要ではないかと思っています。

そして、仮置場ですが、これもすごく悩ましくて、ここには仮置場はこういうふうにとは書いてありますが、じゃあ実際どこにどう仮置場をつくるかというと、市民の皆様はやはり自分のうちの近くには置きたくないというのが本当に正直なところです。ここのところもみんなが納得できるような仮置場の決め方ということを考えないと、結局市町村の首長さんのところに全部不満がいってしまうことになり、なかなか難しいところです。かといって納得のいくような決め方はどうしたらよいのかということを私もとても言えないんですが、やはりそういう意味でも先ほど申し上げたように、市民を計画づくりの中に取り込んでいくということが重要ではないかと思います。

最後に、この除染作業のことですが、作業をする方の被ばくという問題も大きな問題ではないかと思っています。特に線量が高いところでの作業というのは、国が責任を持って除染を実施するとなっていますが、こういう方たちの被ばく管理ということはどうするのか、そのことについて既にもし決めていらっしゃいましたら、ぜひ伺いたいと思います。例えば発電所内では登録して管理するようになっていますが、これからはこういう作業の方たちも発電所外ですけれども、登録管理をすることになっているのか、その辺をお伺いさせていただきます。

(茶山班長) ありがとうございます。学校、公園以外に通学路を考えないといけないということは当然でございまして、かつそれをやっていくことが、いわば子ども優先と言いながら、 一方で地域全体にも広がっていく形になると思いますので、そこはそういう住居等を含めた 一体で考えていきたいと思います。

また、市町村間でのばらつきをなくしていくということにおいては、いわば国やJAEAの専門家に参加してもらうことによって、ベストプラクティスを共有できるように、そこから得られたことをこういったガイドラインの更新ですとか補足みたいなことをやったり、あ

るいは技術カタログ的なものを整理していくことで、常に情報は皆さん共有できるような形にしていきたいと思います。

それから、その計画を、仮置場を含めて市町村にいろいろご活躍いただかなくてはいけないものですから、計画は市町村と相談をしながらやっていきます。その際に市町村の意向も聞きつつ、そういういろいろな人に参加してもらう云々とか、あるいはどういうやり方がいいのかということを相談しながらやっていくことになると思います。

それから、除染作業のほうの安全の確保ですけれども、ガイドライン資料1-5号のほうの7ページ目の下のほうの(2)で、事業として除染を行う方についてはその従業員の方に線量管理をお願いすることになるだろうと考えております。ここには一応厚生労働省さんの労働安全衛生法や電離則の規定の遵守が求められる形になるかと思っております。

(秋庭委員) ありがとうございました。

(近藤委員長) 大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。最初に1つ質問です。資料第1-2号の1ページ、1.②のところですが、現在国会にて平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案というのが審議されていると。しかしながら、これが施行したとしても非常に時間がかかるということで、先にとにかく除染を早くしなければいけないからこのような措置をとるんだということはわかりましたが、その一定期間経過後というところについて、施行された後にどれぐらいのタイムスケジュールを見込んでいるのかをお伺いしたいと思います。

それから、あとの2つはコメントというか要望も含めたことですけれども。国の責任を明確化するということについて、今秋庭先生もおっしゃいましたし、報道にもありますけれども、今回のガイドラインにしても基本方針にしても、地方自治体に丸投げであるという批判も一部あります。そういうことを踏まえますと、確かに地域固有の事情や住民ニーズというものを把握しているから市町村がやるというのはそうなのかもしれませんが、非常に便宜的に聞こえるというところもあります。ですから、そういうようなことではなくて、とにかく国がちゃんと責任を持つということであれば、国が実際に何をするのか、具体的にはどのようなことをするのかということをより明確に示す必要があると思うのです。国が責任を持ってやりますといったときに、実際に具体的にお考えになっていることをもう少し明確にお話いただけたらということです。

どちらにしても国の責任でやるということは明示していかなければならないというのは当然のことで、しかも除染は非常にこれからでも早くやらなければならないことだと思います。それから、3番目ですけれども、実際の除染作業をする場というのは、例えば学校、道路、それぞれ管轄する省庁が違うと思うんです。もちろん発足するという報道が出されている除染についての枠組みは省庁間の連携というものを確保しながら支援をしていくんだろうとは思いますけれども、そのあたり、ちゃんと地域を除染していくときには、実はバラバラに学校なら学校、道路なら道路と除染をしていくというのが非常に効率も悪く、よほど連携がとれてないということになりますので、そのあたり包括的に除染を市町村単位で行うときに特に留意している点ということについてお伺いしたいと思います。

以上です。

(茶山班長) 国の責任ということをきちんと明記すること、これは秋庭委員からもご指摘をいただいているところでございまして。この資料1-2ではその3ページ目の3の除染の進め方の基本的考え方(ア)で、国は責任を持って除染を推進しますと、あまり国の文書で1行だけのパラグラフは珍しいんですけれども、それはきちんとそういうことを言った上でやっていかなければならないだろうということです。非常に住民の方あるいは市町村の方で本来自分たちがするべきことではないという意見、我々もよく市町村の方との意見交換で聞いておりますし、報道等でも丸投げ的な批判が見られます。私たちは市町村にご協力はお願いするけれども、丸投げではないという形で進めていかなければいけないと思っております。

そこで、まず1つは財政的な措置をすると、その下の(イ)のところにもございますが、 財政的な措置をしていく。この財政的な措置をしていくということが機器等の効率的な整備 運用にも活用できるはずだと思っております。

また、専門家を派遣して実際に計画づくりをする。市町村に計画をつくってくださいとは言うけれども、どうやってつくればいいかわかりません、初めてですという人たちに対して、ガイドラインとか技術のカタログを示し、実際にそれを相談にいける、先ほどの現地にあるチームがそこへ市町村を訪問して一緒に共同作業で行っていくことを考えています。実際の作業のときにもJAEAの専門家が一緒にやって指導するというようなことをやっていくべきだろうと考えております。

特に財政につきましては、この同じ8月26日に閣議で、二次補正予算の予備費から2, 200億円、これを除染の関係のほうへ充てるということで、今詳細等は調整中でございま すけれども、財政的措置についても取り組んでいくというのはそちらでも示してやっていく ところでございます。

それから、まさに国の道路とか県がやろうと思っていること、市町村がやろうと思っていることで不つり合いになっては、例えば仮に水で洗う場合とか考えますと、ある程度高いところから順番にするといったほうが当然効率的になりますので、そういうこともあって市町村に地域ごとの計画をつくっていただきます。それにつきましては1-2のほうの4ページの下の④のところに、例えば県や国が管理する公的施設については、その管理責任主体が行うわけですが、市町村の策定した除染計画に基づき、まず市町村の計画が優先的になりますし、その計画についてはその上にありますように、国は市町村の除染計画の作成や実施に全面的に協力をした上であります。その実施については市町村の策定した計画に基づいて密に連携をしながらやるということで、できるだけ効率のいいやり方にしていきたいと思っております。

(大庭委員) 一定期間というのはいかがでしょうか。

(茶山班長) 一定期間につきましては、法律自身は全体としては即施行となっておるんですが、 具体的にそういう省令を決めたり区域の設定をしたり、その省令を決めるときには国の基準 をかなり決めなきゃいけないので、その検討には数カ月かかるだろうということです。この 法律のそういったところは、そこは施行日できちんと決められているはずです。

(大庭委員) ありがとうございます。国の責任をかなり明確にした上で早く除染の作業を進めていただきたいと思います。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) 大変困難な課題に方向性を示していただいて、ありがとうございます。私からは、幾つか確認したいことがあります。まず第1に、1-2の資料の3ページ目に、基本的考え方として、国は、と書いてありますが、住民あるいは自治体の目から見たら、一体だれを相手にして話をしたらいいのかということです。実際には具体的な省庁が学校であったり農地であったり森林であったり通学路であったりということによって違う可能性がある。あるいは将来できてくる復興庁によって一括的になされるかもしれない。将来的には一体住民の目から、あるいは自治体の目から見て国というのはどこと考えて話をしていったらいいのかということを明確にできればというのが第1点。

それから、2番目に今の同じ資料の2ページにありますが、10%あるいは20%を除染によって削減するとあります。これはなぜ10あるいは20なのか、実際にここら辺が限度だとかいろいろな要素があるかと思うんですが、どういう考え方でこの $10\sim20$ というの

を決めているのかというのが2点目。

それから3番目は、20mSvというのは内部被ばくも含んだものか、という確認です。 それから、ここのクラリフィケーションとは別に、聞いていてどうもよくわからなかった のは、20km以内の区域について、汚染マップの作成が文科省さんの努力によって完了す る時期だと思うんですが。その20km以内の見通しといいますか方策についても、2ペー ジにお書きの考え方が適用されるということと解釈していいのかどうか、あるいはそれは長 期的なものとして別途されているのかどうか。

すみません、以上幾つか申しましたが、クラリフィケーションです。

(茶山班長) 国といたしましては、福島にできます推進チームですね、そこが環境省さん、職員の方が今チーム長ということで、環境省さん、それから現地の原子力災害対策本部の住民、地方自治体との調整をやっておるグループ、そしてJAEAの専門家の人たちで構成してもらう、このチームが恐らく住民や自治体の方にとっての一番現地福島にあるワンストップサービス的なものになることを期待しております。

それから、10%、20%のウェザリングや自然減衰部分以外のところにつきましては、 過去に行われた幾つかの技術、あるいは今校庭の天地返しなど行われておるような、そこで の削減効果などから考えて、このぐらいができるのではないかという形でお示ししたもので あります。

それから、 $20\,\mathrm{m}\,\mathrm{S}\,\mathrm{v}$ につきましては内部被ばくを含めてということで考えております。 (尾本委員) あと、 $4\,\mathrm{\varpi}\,\mathrm{Im}\,\mathrm{O}\,\mathrm{O}\,\mathrm{k}\,\mathrm{m}$ 圏内。

(茶山班長) 20km圏内につきましても、そこはまずそこについてとにかく、4ページの③ のところになりますが、こういった避難区域の中でも、特に追加被ばく線量が年間20mS vを大幅に超えるようなところ、特にそこがご関心かと思いますが、そこではまず国が除染のモデル事業を実施するということで。高線量地域においてもどういった方法をとればどのぐらい下げることができるか、そこをきちんと見ていこうということがまず第一歩としてやっていくことかと考えております。

(近藤委員長) よろしいですか。

私から1つ2つ。1つは今の高線量地域の問題に関連して、基本方針に書かれている低減率ですね、これは非常に控えめというか非常に慎重に書かれている数字のように思います。何となれば、資料1-6、別添1の後ろに幾つかの除染活動の例がついているわけですが、これチャンピオンデータの可能性がありますので慎重にならなきゃならないんですが、それ

にしても例えば 10μ /hぐらいの高い線量のところ、これ年間値に直すと100mSve超えるんだと思いますけれども、それぐらいの場所でも土壌のはぎとりその他の活動で10分の1にできている例もある。困難なのは樹木の除染で、したがって手が付けられていないことが多く、その結果、樹木に近接しているところはなかなか下がらない。けれども、広い部分について言えばここにあるような方法で10分の1ぐらいになっているということを踏まえると、この2年間で10%とか20%という数字は非常に慎重に書かれたものと思うのです。

で、申し上げたいのは、ぬか喜びを避けるという点からは正しいことかもしれないけれども、他方で、そのように大変ならばもうあきらめようかということになってしまう可能性もあるわけですね。ですから、住民の皆様にこのことをどう伝えていくか、楽観的がよいか、悲観的な値を伝えるのがいいか、難しい問題です。いわゆる避難区域についてはこれからモデル事業をやるのですからその結果を踏まえてこの数字は変えられるんだろうとは思いますけれども、正しい情報を住民の皆さんに伝えていくことについては、難しいこととは思いますけれども、ぜひ工夫をお願いしたいと思っているところです。

それから、線量が極端に高くないところ、既に人が住んでおられるところについては住民の皆様のご意見を踏まえつつという当たり前の方針を打ち出されたところ、批判的なマスコミはすぐに丸投げと批判的に報じましたね。私は、当事者の希望するところが実現されるようにするということが一番重要で、それについて国はあらゆる面で知恵もお金も惜しまないという方針は適切と思っているのですが、この批判を見て、問題は、国のそういう思いが現場の思いとすれ違いになっていないか、要チェックと思いました。国として自治体の長に伝えたということで済んでいると思っておられるとすれば、多分それは間違いで、ヒッチがどうしてもあるに違いないと思います。国があの地域全員の個々に考えを伝えることは実際上できないのかもしれないけれども、しかしその努力が多分非常に重要なポイントになると思います。ですから、そこのところをどうするか、上意下達のあり方についてもう少し知恵を出していかれたらいいと思います。

もう一つは、この数か月提案し続けているのですが、随分いろいろな方が個人的あるいは 組織的に除染活動のモデル事業、取組をやっておられますので、それらの方々の横の連絡機 構というか情報共有の仕組みをなんとしても整備するべきと思います。その仕組みに住民が 参加し対話できる格好になっていくと本物。おっしゃるように、国のチームが福島に整備さ れて、そこで指揮命令きちんとするということはとても大事だけれども、広がりということ で言いますと、やはり現場に入っている人がいろいろな意味でいいチャンネルになる、さらには実際に除染活動に参加した人々が語り部として、伝道師となって輪を広げていくのがとても大事と思うのです。情報共有、経験交流の仕組みを整備し、そこが、住民の皆様との国のインターフェースとしても機能するように、まずはアドバイザーなり実際に仕事をしておられる方の横の連絡機構を整備していただいたらと、いつも言っていることをここでも申し上げました。

私からは以上です。それでは、この話題これで終わってよろしゅうございますね。

はい、それでは、茶山さんには、きょうはお忙しいところ、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題。

(中村参事官) 2番目の議題でございます。福島県内等の災害廃棄物の対応につきまして、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室の吉田室長よりご説明いただきます。

(吉田室長) 環境省の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2-1でございます、福島県等の災害廃棄物の対応についてということでお配りさせていただいておりますが。これに沿って説明をさせていただきたいと思います。

環境省におきましては、3月11日の震災以降、災害廃棄物の対応について進めてきたわけでございますが、今回の事故を受けて、その放射性物質に汚染されたおそれがある災害廃棄物の処理をどうするかということについて、経済産業省の原子力安全・保安院、厚生労働省とも相談をいたしまして、5月2日に当面の取扱いというのをとりまとめました。

これの内容につきましては、福島県の災害廃棄物が対象でございますが、これの避難区域 及び計画的避難区域については、当面の間移動、処分は行わない。それから、同区域以外の 中通りと浜通りの地方についてはその災害廃棄物を仮置場に集積して処分は行わない。処分 については仮置場周辺での空間線量率のモニタリング及び災害廃棄物の放射能濃度等の調査 を行った上で検討するということでございます。この内容につきまして、5月2日及び4日 に説明を地元現地に対して行ったということでございます。

この内容で、(2)にございますが、5月9日から12日にかけまして、環境省のほうでその仮置場等とその周辺の空間線量率を把握するというための調査を実施いたしました。この時点で中通り、浜通りにございましたすべての仮置場、114カ所の災害廃棄物について空間線量率を測定しまして、これはバックグランドもあわせて測定をしたところでございま

す。

その結果といたしまして、集積によって周辺への空間線量率への特段の影響とか、それから住民の方への健康の影響ということはないということを確認したところでございます。

ここに書いておりませんが、一方では原子力安全・保安院さんのほうで実際に仮置場にある廃棄物の放射能濃度の調査というのを並行して実施されておりまして、そういったことも その後の対応の参考にさせていただいたところでございます。

こういったことにつきまして検討するために、私どものほうでは災害廃棄物安全評価検討会を設置いたしまして、今の測定結果等を参考にしながら検討してきていただいたわけでございますが、6月19日の第3回の会合で、大まかな方向性をお示しいただきました。それをもとに、環境省のほうで処理の方針としてとりまとめまして、6月23日に福島県の関係市町村などに対しまして説明をするとともに公表をさせていただきました。

その内容といいますのは、災害廃棄物のうちの可燃物につきましては、バグフィルター及び排ガス吸着能力を有する焼却施設で焼却ということでございます。これはバグフィルターと活性炭を吹き込ませるといったような形で灰を処理していくという施設でございますが。 そういったところであれば焼却しても大丈夫だと。

ちょっと余談でございますが、廃棄物処理法上の一般廃棄物、家庭からのごみについての 焼却施設といいますのは、実はダイオキシン対策等もございますので、もともとバグフィル ター等のそういった設備が必須でございます。ですから、今回の放射性物質による汚染とい うことについて検討する以前からそういった施設が備わっていたということでございます。 そういったところであれば焼却しても、排ガスにはセシウム等が出てくることはないだろう、 問題はないだろうということでございます。

それから、そうなりますと排ガスから放射性セシウムは出ないということでございますので、残された灰の処理というのが重要でございます。そこで、このときには主灰につきましては放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kg以下の場合であれば管理型の最終処分場に埋め立てるということで可能。それから、8,000Bq/kgを超えるものについては一時保管した後に安全な最終処分の方法を検討、これは環境省のほうで検討をするということでございます。

また、飛灰につきましては、管理型の最終処分場で一時保管した後、安全な最終処分の方法を検討すると。これは飛灰につきまして調査をしたところ、水に溶けやすいという性質があるというのがわかりましたので、その点に着目しまして、ちょっと慎重な取扱いをしたほ

うがいいだろうということで、主灰と飛灰で扱いが若干異なってございます。

それから、不燃物につきましては最終処分場で埋め立てることは可能だろう。ただし、跡 地は居住等の用途には供しない。

それから、再生利用につきましては、クリアランスレベル以下の被ばく線量に管理された 状態で利用すると。例えばということで、公共用地で地表に露出しない形で土木資材として 埋めて、上に覆土をして使うといったようなことでクリアランスレベルを保つということは 可能ではないかということでございます。

基本的にこの方針でございますけれども、6月3日に原子力安全委員会から示されました 方針がございますので、それをクリアするということを1つの条件として考え方を整理して いるところでございまして、このクリアランスレベルについての考え方もそれに沿ったもの と考えております。

2ページ目でございますが、まず作業者の安全については電離則を遵守する。

それから、安全性を確認するために調査を実施する。これはモニタリング等についてやっていきましょうということでございます。

20km圏内等の災害廃棄物については、調査を実施して、現状を把握した上で処理方法 を検討する。

最終処分場については引き続き関係者と調整を行うということをお示しさせていただきま した。

この後、第4回の検討会でございますが、実は浜通り、中通りの一般廃棄物の焼却施設はほとんどがバグフィルターの施設でございましたが、2つの焼却施設が電気集塵機という集塵装置を設置したものであったものですから、ここについては可能かどうかを環境省のほうで実際に調査をいたしました。その結果のデータで、排ガスの濃度等の測定結果をもとに、安全性を確認ができたということで、この2つの施設においても災害廃棄物の焼却処理を行っても問題がないということで、検討会で結論をいただいたところでございます。

それから、先ほどの測定ということもございましたが、排ガス、それから排水等に関する モニタリングについて、測定の項目、頻度、それから分析方法というのをお示しさせていた だきました。これらについても環境省のほうから文書を出したところでございます。

これまでが福島県の災害廃棄物についての対応でございますが。 2 といたしまして、災害 廃棄物の広域処理についてということでございます。実は災害廃棄物につきましては、大量 に発生するものですから、それを地元の自治体だけですべて処理できるかというとなかなか 難しい面もございます。通常の災害でございますと、それを他の地域に運んで焼却処理するなりして対応するということを環境省としては推進しているわけでございます。今回3月の震災が起きた後、全国の自治体に対しましてそういった協力をいただけないかというお願いをしてきたところでございますが、かなりの自治体から手が挙がったところでございます。ところが一方で、福島の原発の事故がございましたので、放射性物質による汚染といったことについての安全が確認されないと、なかなか自治体の受け入れができない。また、住民の方々のご意見もあるということでございますので、そこのところをクリアできないかということで。8月10日の検討会にお諮りしたのですが、実際に岩手県がセシウムの濃度を測りまして、それの結果に基づいて広域処理についてのガイドラインということでとりまとめて、8月11日付けで環境省から文書を出させていただきました。

これは岩手県が実際に測って、それを相手側の自治体にお示しするというようなことになるわけですが、具体的にそれぞれの地域の状況を把握しながら対応していくということで。 ここにガイドラインと書いてありますけれども、実際岩手県内の2つのところで測定したものをもとに推計をしたわけですが、それ以外の場所でも必ず測定をしてから広域に処理をする場合には出すというようなことで対応をお願いしているところでございます。

それから、3といたしまして、福島県以外の一般廃棄物焼却施設での調査結果についてということでございます。東京都の23区の、これは江戸川の清掃工場でございますが、ここから9,740Bq/kgということで、8,000Bq/kgを超える放射性セシウムが検出され、6月27日に東京都及び一部事務組合で公表されました。これを受けまして、環境省でも福島県を含みますが、東北、関東地方、16都県に対しまして、一般廃棄物の焼却施設における焼却灰のセシウム濃度について測定をお願いいたしました。これにつきまして、測定結果が今回とりまとまりましたというか、すべてではないのですが、今現在でまとまった結果を8月27日の災害廃棄物安全評価検討会第6回で報告したところであります。

これにつきましては資料 2-4 として配付させていただいております。この資料自体は 2 7日の検討会に配付したものそのものでございます。 2-4 の資料の裏を見ていただきますと、一般廃棄物処理施設の焼却灰測定結果ということで、 8 , 0 0 0 B q / k g を超えるところというのがどこにあるかということで、岩手県、それから福島県、茨城県、栃木県、群馬県、それから千葉県と東京都で 1 0 π B q / k g を超える灰というのは実際なかったという結果になっておりまして、資料 2-5 というのがその詳細なデータになってございます。一応そのようなことで報告させていただいたところでございます。

また、ちょっと話は前後しますが、東京都の後、今度は柏市のやはり焼却施設で溶融飛灰の固化物から 7万800 B q / k g の放射性セシウムが検出されて、 7月11 日に公表されたという状況でございます。

環境省といたしましては、6月23日に示した中で、8,000Bq/kgを超えるものについて、一時保管してくださいということでお願いしているわけですが、その後の安全な処理について検討しておりまして、これにつきましては8月27日の検討会でもご議論いただいたところでございます。埋め立てることについては先生方から特にご異論はなかったんですが、その方法について若干まだまとまらなかったものですから、そこについてなるべく早くとりまとめて公表するということで、今作業をしているところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。鈴木委員。

(吉田室長) すべて測定してはおりませんのでわかりませんが、かなりの部分は影響を受けているんだろうと思っています。それから、この表につきましては実は津波による影響を受けたものということでございまして、地震だけの災害によるものは含まれておりません。

(鈴木委員長代理) 津波だけですか。

(吉田室長) はい、津波だけです。地震の影響だけというのはそれほど多くない、これに比べますと。

(鈴木委員長代理) それから、8,000Bq/kgの基準というのは、これはもう今ガイドラインだけでなくて法律になっているんでしたっけ。まだなってないですか。今この基準は作業員の方の安全管理ということで決められているんですか。

(吉田室長) そのとおりでございます。

(鈴木委員長代理) そうすると、今後は、リサイクルのほうは例のクリアランスレベルでこれ は決まっているということですが、実際に今後管理をするときに、周辺の環境汚染、環境の 放射線もさらにモニタリングしていくと、この8,000Bq/kgよりもさらに下げてい く、あるいは上げていくということはあり得るんですかね。

(吉田室長) 8,000日q/kgというのは要するに焼却灰なり災害廃棄物の基準というこ

とで考えておりますので、その数字を下げるとかいうことには多分ならないと思います。それは人に対する影響がどうなるかというのはこれからいろいろご議論があるんだと思いますが、それはちゃんと踏まえて対応する必要があると思いますけれども、8,000という数字自体は多分変わらないと思います。

(鈴木委員長代理) 処理するときの数字ということで変わらないと。

(吉田室長)はい、そういうことでございます。

(鈴木委員長代理) そうすると、廃棄物の管理する量というのはこれで決まりますよね、大体。 違うか、燃やすときにもう決まっちゃうんですかね。

(吉田室長) この量というのは、実はすべてが燃えるものというわけではないものですから、 逆に量だけで言いますと、可燃物の量というのは多いのですけれども、重さでいうとセメン トの瓦礫とかそういったものがございますので、そちらのほうがかなりの量を占めるという ことです。逆に可燃物は燃やせばかなり量的には減っていきますから、通常であれば焼却を してその灰を処理するというのが基本的な考え方でございます。

(鈴木委員長代理) そうすると、実際に焼却する場所ですよね、確保するのが、むしろ重量ではなくてスペースですよね。そうすると、今ここでトンのオーダーで書かれていますが、面積とか容量というデータというのはあるんですか。

(吉田室長) 具体的な数字として今はまだ出しているものはないんですけれども、今後個別の 自治体等で処理をしていくことになれば、それは重要な情報ですので、その辺試算しながら、 その後の施設にどれだけ受け入れられるかというのを考えていかないといけないと、そこは これからの課題かなと思っておりますが。

(鈴木委員長代理) それが結局仮置場の中間貯蔵という言葉が出てしまいましたけれども、 実際に場所を確保していく上での重要な数値になると思いますので、ぜひそれを早急にデータを出していただければありがたい。

それから、そのプロセスですね。今後、これは福島県だけではなくて、全国に多分広がっている可能性がありますので、実際に燃えた灰をどこにどう仮置きするのかということについての、その辺が今ここに書かれていないような気がするんですが、どういう計画になっていますか。

(吉田室長)実は福島県の中で災害廃棄物の処理をして、それを灰の処理を進めていきたいと 考えている自治体は多うございますが、1つはやはり住民の方のご理解を得なきゃいけない というのがあって、6月23日にそういった焼却処理も可能ですということでお示しはした んですけれども、なかなか実際に災害廃棄物の焼却処理ができないというのが現状でございます。

自治体によりましては、住民に対する説明会の開催とかそういったことをやりながら、なるべく早く災害廃棄物の焼却処理を行いたいというようなことでやっているところでございます。環境省といたしましても、そういった説明会に国からも伺うとか、あと例えば私どもの国立環境研究所というのがございますが、そちらの研究者に行っていただいて、技術的な面で住民の方にご理解をいただけるように努めるといったことをやっているところでございます。

(鈴木委員長代理) それは自治体が最終的に責任を持って場所を決めるということですか。

(吉田室長) そこにつきましては、基本的には廃棄物処理ということの考え方でいきますと自治体が決めるということになるんですけれども、そこはやはり国もかなり関与しながら、よく相談をしながら対応しなければいけないと思います。また、新しい施設をつくるということになれば、それに必要な費用というのを国が基本的には今の廃棄物処理の関係の補助でいえば、実質的には95%補助をして、あとの5%も後から交付税措置をするといったようなことをやっておりますので、実質的には100%を国が負担するというような形で対応できるものとなっています。

(鈴木委員長代理) わかりました。ありがとうございました。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員)とにかく焼却処理をして、いかに少なくしていくかということが大きな課題だと は思います。その焼却をする施設ですらなかなかご理解を得られないということで、ぜひ住 民側の納得がいくような説明会を、地域で1回やればおしまいというものではなくて、何回 も重ねて開催することが必要だと思います。そして多分今までの除染のことも考えると、そ の人たちを信頼できるかどうかというそこが一番ポイントのような気がします。ぜひ地道に 説明会を重ねて信頼を得ていただきたいと思います。

そして、このことによってできるだけ少なくするために、今いただいた2-1の1ページの下のほうに被ばく線量がクリアランスレベル以下のものは利用が可能となっていますが、このことについても非常に難しいんじゃないかと思います。今まで私も発電所内のものに対するクリアランスレベル以下のものの再利用についてもいろいろ考えてきましたが、なかなか難しいところがあります。ですから、今回のことについてもだれがこのことについて責任を持ってやるのか、そしてその利用はどんなところで利用できるような形にできるのか、こ

れを明確にしないとなかなか進まないのではないかと思います。

そして、この裏のところにおいても (3) の最後の・のところですが。最終処分場において、さらにこれもまた困難なことになっていくのですが、今のお話を聞くと、この最終処分場については市町村が実施主体というか責任を持ってやるということになるのでしょうか。もちろん国もそのことに関してはアドバイスをするとかいろいろやるとは思うんですが、国と市町村の役割分担がなかなか明確に見えてきません。最終処分場の役割分担について教えていただければと思います。お願いします。

(吉田室長) 今最後のご質問にございました最終処分場の関係ですが、これにつきましてはまだある意味結論が出ていないという状況でございます。ただ、かなりもう国としても積極的に県のご意向とかも聞いておりますので、そういう意味では慎重によく連絡をとりながらやらなきゃいけないだろうと思っております。

先ほどお話ししました処分場の件につきましては、まずは灰にしたものをどこかに置かなければいけないものですから、そういう場所の確保というのが当面大きな課題でもございますので、それを急ぎたいと思っております。

それから、クリアランスレベルにつきましては、私もよく事情はわかっておりまして、クリアランスのベンチなども私どもの部長の部屋にも置かせていただいておりますが、なかなか普及しないと。そういった加工をしていただけるという業者の方もなかなか見つからないような状況にあるということも伺っておりますので。よく相談をしながら、問題のないような形で、先生おっしゃったとおりで、具体的にお示しするということがすごく大切だと思いますので、その辺はちゃんと検討して対応したいと思います。

(秋庭委員) よろしくお願いいたします。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。 1 つ細かい質問をさせていただきます。資料第 2-2号の表ですけれども、ここで県への事務委託というところがあります。これを単純に見ますと、岩手県と宮城県はほとんどの自治体がありとなっていて、県への事務委託をしていると。福島は全くどこの自治体もしていない状況です。これは単に今まだこういった災害廃棄物の撤去率が低いので事務処理どころの話じゃないからこうなっているのか、ほかにも何か理由があるのかということについてまず1つお伺いしたい。

それから、最終処分地についてまだ議論が尽くされていないと、まだ結論が出ていないと いうのは重々承知でお伺いするんですが、最終処分地で埋立てをすると、跡地の住居等の用 途には供しないということですが、具体的にはどのような場所に埋めるということを想定さ れて議論しているのでしょう。これはなかなかちょっと難しいと思うんです。

私の質問の趣旨は、最終処分地についての結論が出てないにしても、今どのような議論がなされていて、現状の議論はどうなっているのかということがお伺いしたいということです。それから、3番目ですけれども、これは資料2-1号の2.の災害廃棄物の広域処理についてです。私の見落としでなければそれについての資料が見当たらないのですけれども。確かに福島の災害廃棄物が一番放射性物質についてのいろいろな配慮をしなければいけないというのは当然だと思いますが、ほかの県に関しましてもそれはもちろん無視できないわけで、多分そこについてもこの2.のところのガイドラインでいろいろなことが考慮されているんだと思います。

福島の話をお伺いするという趣旨からちょっと外れるかもしれませんが、実はああいうものは県というのと範囲関係なく飛散するものでありますので、福島県以外の広域の処理についてどのような形で放射性物質に配慮しているのか、簡単に説明をお願いします。

(吉田室長) ご説明いたします。資料2-2の事務委託の件でございます。これにつきましては、これは県と自治体との相談ということがございます。実は岩手県、それから宮城県につきましては福島県に比べますと津波の影響というのがかなり大きいものがございまして、実際に村役場の機能がちゃんと通常どおり動いていないというようなところもあったものですから、この事務委託というのは地方自治法に基づいた事務委託でございますので、そこはその村役場としての機能、町役場としての機能を県が代行するという委託を受けますよと。

福島県の場合には、例の20km圏内等の、これでいいますと楢葉町とか富岡町とか大熊町とかそういったところはそこに住民の方はいないわけですけれども、それ以外のいわき、相馬、南相馬、新地、広野町につきましては役場の機能自体はあるものですから、県に特に事務の委託はされていないと、そういう事情でございます。

(大庭委員) 大熊町、双葉町、浪江町も避難して、その避難先にそういう機能があるという意味ですね。

(吉田室長) そういうことです。

(大庭委員) わかりました。

(吉田室長) それから、2つ目の最終処分場につきましてですが、これはかなりいろいろなことが考えられるんですが、今具体的に私どものほうで事務的にどこかということをなかなか考えている状況ではないですね。あと、先ほどのお話もありましたように、いろいろなことを考えなくてはいけなくて、量的なものとか、それからどんな施設が本当にいるのかとか、

そういったいろいろな課題があるんだと思いますから、そういったものをクリアしながらい ろいろ考えていくんじゃないかなと思っています。具体的にこういった条件でとかいうこと の検討というのはまだしていないということでございます。

それから、広域処理についてでございますが、ちょっと資料をつけていなかったのと、私の説明がよくなくて、岩手県で測定をしたんですけれども、それは災害廃棄物の中にどんなものが含まれているのか、そういったものをピックアップしてそれぞれの率を求めて、それぞれのセシウムの濃度を測って、それを燃やしたときにどのぐらいになるかということで試算をしております。基本的に環境省としては8,000Bq/kgという基準がございますので、それを超えたものについてはそれはもう外には出せないと考えております。ですから、今回この岩手県でやった結果につきまして言いますと、4,000Bq/kgより低い値でございましたので、そういったものであれば広域の処理というのもできるだろうということで、このガイドラインというものを定めさせていただいたということでございます。

(大庭委員) わかりました。ありがとうございました。

(近藤委員長) 尾本委員。

(尾本委員) これも確認のための質問です。災害廃棄物は除染によって発生したものとは違うと理解しています。福島県は森林が多くて、落ち葉がたくさんあるが、これは実際としては災害廃棄物の上に放射性物質が積もったのと本質的には変わらない。しかし、積極的に除染することで生まれてきたか否かという違いはあるけれども、落ち葉等についてはここで可燃物として処理していいということにはならないと、そういう理解でいいんですか。

(吉田室長) 落ち葉の扱いというのは、除染の作業ともつながるところがあると思っています。 例えば草むしりですね、こういったものが特にことしも春から夏にかけて通常やられるわけですね。実際一般ごみとして出されて、一般の焼却施設で燃やされたというのは、特に私どもも注意していなければ実際あったわけで。その結果としてやはり放射性セシウムのレベルが高かったというのがあります。

ですから、今回の除染でも、まずはどこかに置いておいてくださいということになっておりますので、そういったものの扱いはこれから考えなきゃいけないんだろうなと。それは今お話のあった森林ですね、木とかそういったものについてもどう整理していくのかというのは考えなきゃいけないところだと思っております。おっしゃるとおりちょっと高い数字が出てくるのかなという感じを持ちます。

(尾本委員) 今の説明でいえば、1のほうの説明では、落ち葉、腐植土はとにかく回収をして

保管をするんだということになっているから対象外と読めるんですが。

(吉田室長) そこは同じだと思います。

(尾本委員) わかりました。

(近藤委員長) 最終処分と仮置きの関係ですが、8,000Bq/kgを超えないものは産業廃棄物と同じように最終処分してよろしいと。それ以外のも仮置きしておいてくださいというのですが、おそらく適切な安全確保ができるように仮置きしてくださいと、多分そういうことになるんだと思います。ここにある問題は、一つはお話のように、10万まではいわゆる管理型最終処分場でいいという結論がもし出たとしますと、それは、従来の管理型処分場と同じもので本当にいいのと住民の方は気にされるに違いないと思うわけです。本当にいいからそういう結論を出されるのだとは思うのですが、8000を境に時間のずれがあったことについての説明が大切に思います。

もう一つは、仮置きというのは一体何だというところです。風が吹いたら飛ぶようなことでは困るに違いないわけであって、仮置場についてもおっしゃるようになかなか場所は見つからないんですけれども、一方でこのようなことであれば必ずや何のご心配もなく存在していいのだという説明がとても重要と思うわけです。したがって、私はそういうものの具体的に幾つかのメニューを用意して、それが確かに安全なんだということが説明できるという、そういうものの用意が必要ではないかと考えて、JAEAの皆さんにそういう資料を用意するようにということをお願いしているんですけれども、環境省さんのほうでその辺についてはどうアクションをとられているか、ご説明いただけたらと思います。

(吉田室長) 仮置場といいますが、まずは焼却灰の持って行き場ということで、先ほどちょっとお話ししましたが、8月27日の検討会で8,000から10万までのものの扱いについてご議論いただきました。そこの中で、やはりセメントで固化をするとか、少なくとも飛灰とかであれば水に溶けださないようなそういった意味での安全が必ず確保されると。それから、細かいことでありますけれども、そういったことで置いた後は必ず上に土をかけて覆土をした上で、あとその水の影響を受けないように必ず上にシートをかぶせるとか、そういったことも今考えております。多分そういった対応での報告というか通知を近々出させていただくということになると思います。

今の検討会での議論としても、やはり安全ということが非常に重要だということで先生方からもお話ありましたので、そういったものを踏まえて今最終的な調整を行っているということでございます。

(近藤委員長) なるほど、それなりに異なるものということですか。では、仮置きはどうされるんですか。仮置きの場合、その言葉のとおり、必ずや移転されるわけですよね。だから、移転可能性ということで、土など仮置きだといってドンと置いていって、またひっくり返してというのは大変なので。例えばフレコンバックに入れるとかコンテナに入れるとか、移動可能性についての担保が要件としてなきゃならんのかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

(吉田室長) おっしゃるとおりで、私どもも例えばセメント固化をするにしてもフレコンバックに入れるとか、コンクリートのボックスに入れるとかそういったことも想定しております。 やはりフレコンバックか何かに入れないと、逆にいうと飛散は固めたものはしないとは思うんですけれども、より安全にということであればそういったことも考えていかなきゃいけないんだろうなと思っています。そういったことも考え方の整理の1つであります。おっしゃるとおりです。

(近藤委員長) わかりました。

それでは、この件は終わってよろしいですか。

はい、それでは吉田様には、お忙しいところお出でいただきまして、まことにありがとう ございました。

この議題はこれで終わります。

次の議題は、第3、新大綱策定会議の再開についてでございます。4月5日の原子力委員会で新大綱策定会議の審議の中断を決定しましたが、原子力委員の間で最近の原子力を取り巻く情勢を踏まえて相談した結果、これを再開することにしてはどうかということになりました。それにつきましてこんな考え方で再開をするという決定文の案を用意いたしましたので、これをご審議いただければと思います。事務局、お願いいたします。

(山口上席調査員)事務局から読み上げさせていただきます。資料第3号、新大綱策定会議の 再開について(案)。

原子力委員会は、昨年12月より原子力政策大綱を新たに策定する取組を行っていました。 しかしながら、本年3月11日に発生した事故によって東京電力福島第一原子力発電所から 大量の放射性物質が環境に放出され、周辺住民の方々はもとより国民の皆様に多大のご迷惑 をおかけしていることを踏まえて、4月5日にこれを中断することにしました。これは、当 委員会は、当面この事故の収束や放射線安全のための取組の推進に全力を注ぐべきである。 また、今後の原子力政策に関する審議を行うに当たっては、安全に関する取組に対する国民 の信頼が失われるなど原子力発電を取り巻く社会環境は大きく変化したとの認識に立って有 識者や国民のご意見を踏まえて考慮すべき課題を整理する必要がある、と判断したからです。

事故発生以降、政府は、事故の初動対応に加え、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ」、「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」をとりまとめ、これに沿って様々な取組を行ってきており、事故収束安定化のステップ1は7月に終了しました。5月のドービルサミットでは、総理が「原子力エネルギーについて可能な限り最高水準の安全基準を達成することがわが国の責務だ」と述べています。「原子力安全に関するIAEA閣僚会議」に対する日本国政府の報告書には、現時点で得られたこの事故の教訓等をとりまとめています。さらに、エネルギー・環境会議は7月29日に「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理をとりまとめましたが、そこでは、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に対する深い反省に立ち、日本の再生と東日本復興の基礎となる革新的エネルギー・環境戦略を策定するための論点と日程を整理しています。この中には原子力政策に関わるものが多く含まれています。

この間、原子力委員会は、事故収束、地域復興に向けた取組や、事故調査、安全確認など、 関係方面において緊急に取り組むべき課題に関して留意すべき事項を示すとともに、各方面 の有識者から今後の原子力政策に関してヒアリングを行ってきました。また、年初より新大 綱策定会議に対する国民からの意見募集を継続していますが、現在までに1万件を超える意 見が寄せられています。

原子力委員会は、エネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与するという原子力基本法が定める目的を達成するための原子力の研究、開発及び利用に関する施策を企画し、審議し、決定していく任務を有しています。そこで、このような状況を踏まえ、原子力政策大綱の策定に向けた検討を再開し、今後一年を目途に新しい原子力政策大綱をとりまとめることとします。もとより原子力委員会は、なお多くの方が不安な避難生活を強いられていることを片時も忘れることなく、ふるさとへの復帰の取組、サイトにおける中長期の取組の推進にも、これと並行して、力を尽くして参ります。

以上です。

(近藤委員長)ということで、新大綱策定会議を再開することにしてはいかがかと思いますが、 いかがでございましょうか。 よろしいですか。ご異議がないようですので、これをもって策定会議再開の委員会決定と させていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次の議題ですが、安全規制のあり方についてということでございます。原子力 委員会では、先ほどの紙にもありましたが、有識者ヒアリングを進めてきているところ、そ の中で我が国の原子力安全規制体制のあり方についてもいろいろとお聞きしてまいりました。

一方で、8月15日に閣議におきまして原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針 について関係大臣申合せ及び閣議決定がされたということでございます。

この閣議決定を踏まえて具体的な規制組織の設計作業を行う準備室も開設されたということですので、これまで委員会として勉強してきたことを踏まえて何らかの考えるところをこの際申し述べるのが適切かと考えまして、その案をつくってみました。

見解としてでございますが、原子力安全規制のあり方について、こんなことを原子力委員会として考えているんだということを皆様に申し上げるのはいかがか、お諮りいたします。 案文の読み上げをお願いいたします。

(金子補佐) それでは、事務局より資料4号を読み上げさせていただきます。

原子力安全規制のあり方について(見解)

(案)

原子力委員会は設置法において、原子力利用に関する政策に関することや「安全の確保のための規制に関する事項」を除く核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること、関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること等の事項について企画、審議、決定することを所掌するとされています。

当委員会は、福島第一原子力発電所事故によって原子力利用を推進するために必須の安全 規制に関する取組に課題があることが明らかになったと認識し、これの早期の解決が今後の 原子力利用に関する政策について企画、審議、決定していくために必須と考え、有識者から 意見を聴取し、福島第一原子力発電所事故に係る政府報告書及びIAEAの関係文書等を踏 まえて、その解決の在り方等に関して検討を進めているところです。

今後、政府においては、8月15日の閣議決定を踏まえて、新しい原子力安全規制行政組織の設計作業が行われると思われますが、当委員会は、そうした検討を踏まえて、その作業

においては次の事項に配慮がなされるべきと考えます。

なお、当委員会は、この事故の背後原因あるいは根本原因に分類される政府と事業者の組織文化、体制、マネジメントなどに関する課題にはなお未解明の点があると認識しており、引き続きその検討を続け、その結果を踏まえてこれに続く見解を適宜にとりまとめることにします。

- 1. 新しい規制組織等の設計にあたって配慮されるべき事項
- (1) 新しい規制組織は、諸決定をいつも原子力安全に係る考慮を最優先して行うべきであり、そのことが可能であるよう、法的、経理的、技術的能力の面、情報開示の面において他の政府機関から独立していること。
- (2) 新しい規制組織は、我が国における原子力施設や核燃料物質を用いる活動に関して、原子力安全に関する政策の立案、規制規則の制定、及び、これに定めた許認可、 検査、異常事象の管理、緊急時対応計画の策定等の取組を一元的に実施でき、そ の長は国としてのこれらの取組の推進に当たってリーダーシップを発揮できること。
- (3) 新しい規制組織の長は、原子力安全の重要性を理解し、(2) に述べた取組において原子力安全文化を徹底できること。この組織に設置されるいわゆる8条機関の審議会は、この組織においてこの観点からの自己省察が不断に行われていることをチェックするために、組織の長に対して原子力安全に係る主要な意思決定に関して助言する権限と責任を有するものとして整備すること。
- (4) 原子力安全は大部分が科学技術に基づくものであり、これに係る決定は科学と実証された技術に基づいて行われる必要があることから、新しい規制組織の長は、適切な科学技術知識に基づく専門的助言やサービスを恒常的に利用できること。このため、この機関は科学技術に関して高い専門的能力を有する人材を確保するのみならず、自らそうした人材を育成する仕組みを整理すること。
- (5) 上記(4)の前提の下、原子力安全の専門的分析、知識基盤及びサービスを絶えず 開発していて、この規制組織の活動に対して時宜を得た専門的助言やサービスを 行う機能を担うことができる独立行政法人組織と連携すること、そうした独立行 政法人組織は、原子力安全に関連した科学問題やそれに関する判断の独立性、能 力及び公正さ、並びに全体的アプローチを重視し、これを専門家の分析能力によ

- って確保することに絶えず努めること。また、そうした活動に必要な資源を確保すること。
- (6) 新しい規制組織は、失われた原子力安全に対する国民の信頼を回復し、国民の負託に応え、その役割を果していくために独立の機関として活動していることや、その取組を適時に国民に伝え、規制活動に対する意味のある参加の機会を国民に保証すること。この観点から、原子力施設が立地している地域を中心に、運転中の原子炉や核燃料物質の取扱いの状況に関して国民に伝え、国民と意見交換を行う機会を充実すること。
- (7) これらの設計に当たっては、米国の原子力規制委員会やそこに設置されている原子 炉安全諮問委員会(ACRS)など、諸外国の例を参考にすること。
- 2. 新しい規制組織の運用段階において配慮されるべき事項
- (1)新しい規制組織は、学習する組織として、原子力利用に伴って発生する様々な異常事象に関する知見及び研究等により得られた新たな科学的技術的知見を絶えず世界に広く求め、それを規制活動に生かすことを積極的に追求すること。
- (2) 原子力安全規制に係る意志決定は、深層防護の哲学を基本とし、リスク情報をバランスよく活用して行い、その根拠を論理的な明快さを持って示すこと、その際、特に国民に分かりやすく説明する責任があることを認識し、国民からの要請に的確に応えること。
- (3) 規制規則は最新の科学的技術的知見を不断に取り入れる観点から性能規定化し、実務においては、公平、透明、中立性を確保して制定される学協会基準等を効果的に活用すること。
- (4) 新しい規制組織は、国際機関や諸外国との緊密な情報交換、国際機関の基準制定や レビューミッションへの積極的な参加を進めるとともに、事故等で得た教訓と安 全確保上の改善策を積極的に開示し、自ら制定する基準と国際的な基準との整合 性を確保することに努めること。1. (4) に述べた人材育成についても国際社 会と共同・協調すること。また、連携する独立行政法人組織に対してもこのこと を強く慫慂すること。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

ちょっと量が多いのですが、ここでいろいろとヒアリングしたことを踏まえるとこんなことかなということでまとめてみたものですが、いかがでございましょうか。鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 2つ追加というかコメントしたいんですが。1つは、1の(6)の国民の信頼を回復しというところは非常に重要だと思うんです。(6)と(7)ですね、(7)はアメリカの組織をリファーされているんですけれども、前回の海外出張報告で述べた歴史に学ぶという視点が、NRCの中にはそういうセクションがあるということなんです。そういう科学技術としての専門機関であるにもかかわらず制度的な研究あるいは歴史的研究をちゃんと中でするということは非常に重要ではないかということで、それを1つ考慮していただきたいのが1点。

もう1つは、ここに書かれていないことで、平和利用の担保のことです。保障措置の部分が今回新しい規制組織に移るかどうかは今のところはっきりしていないということで、今のままですと文部科学省に残るということなんですが、文部科学省の中には研究機関で原子力平和利用を推進する機関があるわけですから、ここのところで推進と規制であれ保障措置との分離ができないのではないかという懸念が生じる可能性があると思います。現在原子力委員会は平和利用の担保ということですけれども、その辺が新しい組織になったときに、海外の例を見た場合は、安全と保障措置とセキュリティは1つの機関にあることが多いので、この辺も考慮していただきたいというのが2点。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます。私はこの1.の(3)のところの原子力安全の重要性を理解し、原子力安全文化を徹底できることというところを特に強く考える必要があると思っています。今までの安全文化というのは何だったのかということをしっかり省みて、そして今また新たに考える安全文化というものをみんなで考える必要があると思いますので、ここを強調したいと思いました。

また、今鈴木委員長代理からもお話がありましたが、何といっても(6)のところの国民 の信頼を回復するということは今度の安全庁にとって大きなテーマだと思っておりますので、 このことを常に考えるということが重要だと思っています。

最後に、この事故が起きる前のことですが、規制の独立性ということは大変重要ではあり

ますが、しかしながら事業者や国民などいろいろなステークホルダーとのコミュニケーションということも大変重要なことだということで、そのことについて考える方向にあったと思います。これは、新しい規制組織ができたときにも、厳しくチェックするということばかりではなく、ステークホルダーとのコミュニケーションによってよりよい方向に目指すということも大変重要なことなので、そのことも考えていくべきだと思っています。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

大庭委員。

(大庭委員) 私は3点あるんですが、そのうちの2点は鈴木委員長代理とほぼ変わりありません。まず、制度的研究あるいは今までの原子力政策についてのきちんとした歴史的検証というものを常に行うというのは非常に大事で、それを今度の原子力安全規制の制度の中にぜひ取り込んでほしいと切に思います。

それから、平和利用の担保についても、あいまい性を残すことなく、どちらがどのような 形で的確かつ実効的にそれを担保できるのかということは十分に配慮する、考慮する必要が あると考えています。

3番目ですけれども、これは原子力の安全規制だけではなくて、原子力政策そのものにかかわることですが、専門家が専門的な知識を持っていろいろ進めていくというのは、原子力については非常に大事なことです。しかしながら、原子力の利用というのは実は市民、国民全体にかかわることでありまして、その意味で原子力安全規制も一部含めた原子力政策についての文民統制という観点も入れる必要があると考えています。

以上です。

(近藤委員長) 文民統制というのは。

(大庭委員) 申しわけございません、言い方が悪かったです。皆さん文民ですね。失礼しました。原子力の専門家のみならず……

(近藤委員長) C.P.スノーが行った問題提起ですね。

(大庭委員) 失礼しました。そういう意味でして、専門家あるいは原子力村と一般的に言われるような人々のみが支えるのではなく、外部の人々もきちんとかかわり、かつ政策決定やあるいは安全規制というものにかかわるような形にしていくべきであるというのが私の趣旨です。申しわけございませんでした。

(近藤委員長) わかりました。

尾本さん。

(尾本委員)文章の修正を提案するものではないんですが、先ほど鈴木委員も言われたように、ここに書いてないことに実は重要なポイントがあって、それはセーフガードとおっしゃいましたが、私の目で見ると、セーフティ、セキュリティ、セーフガードの相互関係というものをどうこの新しい組織で考えていくのかということです。セーフティとセキュリティとセーフガードを3つ一体化した組織というのは海外の例を見ると、例えばNRCをはじめとして幾つかのところでやっている。それは理由があって、シナジーが入れられるからです。特にセキュリティとセーフガードについては非常に関係が深い。例えばIAEAにおいてもセキュリティの部門はもともとセーフガードの一部としてあったわけで核物質の盗取を避けるという観点であったわけですから。セキュリティをやっている部分とセーフガードをやっている部分が緊密に連絡をとってやっていくということが非常に重要だという観点から、修正文をということではないんですが、その旨の何らかのステートメントがあってもいいんじゃないかなという気がします。

具体的には、環境省に安全規制当局は置かれると、環境省業務とセーフガードとは非常に 縁遠いというか距離がある。これは事実としてそういうことを認めざるを得ないと思うんで す。もちろん代替案としては原子力安全庁を環境省以外に置くと。その場合には3S、すな わちセーフティ、セキュリティ、セーフガードを統合するという案もあり得るかと思います が、そこまで原子力委員会として口をはさむことではおそらくないだろうと思うんです。

ここでは環境省に安全規制官庁が置かれるとしても、その際に考慮すべき事項として緊密な連携、そして例えば最近は設計についてもセーフガードビルトインデザイン、セキュリティビルトインデザイン、そういうことを重視すべきだと、いろいろなところで言われているわけで、IAEAのドキュメントにもそう書いたものが実際にあるわけですから、基本設計の段階で、それを見る段階でセキュリティ、セーフガードをあわせて見ていくと、そういう連携あるいはシナジーをつくり上げるということが重要であるかと思います。

(近藤委員長) ありがとうございました。

まず1つは、鈴木委員からの歴史家もいるべきとの指摘。そこまで具体的に書けていないんですけれども、5番の文、原子力安全の専門的分析知識、知識基盤及びサービスを絶えず開発してという、この知識基盤という中には恐らくそういう歴史に学ぶという態度も当然に必要なのかなということです。過去に学ぶということもナレッジマネジメントの極めて重要なエレメントであるので、ここでそのことを読んでいただけないのかなと思っています。

それから、秋庭委員のおっしゃるように、安全文化はとても重要です。そこで、1ページの一番下の(3)にありますように、組織の庁は安全文化の重要性を理解しと、まるで先生が子どもに諭すように、単に徹底しなさいというんじゃなくて、本人が理解しなきゃだめよということまで言っていて秋庭委員と志は同じにするもので書いたつもりです。この辺で読み取っていただければいいのかなと思います。

それから、国民の皆様の負託に応える信頼を回復するということについて、(6)でそのことを書いているわけで。具体的にどうやって信頼を回復するのかということについて書いてはいないのですが。これは一丁目一番地というか、きちんとやっていることをきちんと適時に伝えることが何よりも大事なんで、ここではそういう基本動作をいうべきといっています。これから先を具体的に書き出しますときりがなくなりますし、今申し上げるべきはこういうことということでご理解いただければと思います。

それから、おっしゃられた規制の独立性とステークホルダーとのコミュニケーションの両 方を追求せよというのは非常に重要なことですね。求められている独立ということは孤立せ よということじゃないということはよく言われることです。ですから、独立をちゃんとしな さいと書いて、これは孤立を意味するんじゃないと書きこむかですが、ここではそこまで丁 寧に書かなくても、ということでご理解いただけたらと思います。

それから、大庭さんの文系、理系論は非常に大事なポイントだと思いますが、さりとてそこをどう書くかというとなかなか難しくて、やはり4番に、実は原子力安全は大部分にしたんですよ。トータル全部科学技術じゃないということで、その思いを持って大部分と書いたつもりなんですけれどもね。読み取ってください。

なお、ここで、科学技術を強調しているのは、科学技術の総合性の確保の重要性も言っているつもりです。規制組織を構成している人々の専門がいつの間にか特定分野に偏ってしまう、本来は仕事のポジションごとに必要な専門性が特定され、組織としてトータルに包括性が担保されるように人事が行われるべきなのですが、規制組織の関心がいつの間にか全体として検査に傾斜してしまって、しかも検査といっても機械の検査になっちゃってて、原子力安全規制をしているのか設備規制をしているのかわからなくなっちゃったという面があったのかなという思いもあります。ここで科学技術といっているのはそういう意味のコンプリヘンシブというか包括的というか多様な専門性に依拠することの重要性を言いたかったのですが、科学技術としてしまったのです。5番で、原子力安全の専門的分析云々ということで、適切な専門を動員して分析するということは明らかにしてあるとは思いますが、いかがでし

ようか。

(大庭委員) こういう議論があったということで、それでそのような思いがこもっているということを確認したということで、この場はよろしいと思っています。

(近藤委員長) それから、共通して話題になりましたセーフガードに係る規制の取扱いですが、 それもいろいろ考えました。まず第一に、俗に言う規制と推進の二律背反という問題がこの 分野にあるのかということです。例えば安全性と経済性というのはトレードオフ構造がある ことはつとに知られている。だから、経済性の追求の政策担当者の意向が安全規制に影響を 与えちゃいけないと。この切り口からはこれらの行政は分離、独立していなきゃならないと いうのは当然にわかる。しかし、平和利用の担保の取組の充実の要請にこたえることが経済 性を損ねるという、そういうトレード構造があるのか、例えば保障措置活動のエッセンスは 透明性であり、計量管理であるところ、この国際約束遵守に関わる規制行政が研究推進行政 に阻害されるという局面が想像できるか。インド人のなかには研究にSGは邪魔と言う人が いることは確かだから、そういう面は絶対にないということはないんだけれども、一般的、 社会的通念としてそこに二律背反があるとは人々は思っていないのではないかと思うのです。 ただし、そこがズルズルになってしまったら日本国として困るので、したがって組織から分 離せよということまでは言わないけれども、委員会としては、この決定に際して、文部科学 省におかれてはそうした保障措置に関する規制責任を今後も担っていかれるとすれば、その 組織の中に原子力推進の行政部門もあることを踏まえて、それらが核物質の管理に関わる行 政が、推進行政の影響を受けないようにすることについて十分配慮されたいと申し上げるこ とに合意したとしましょうか。

それからもう1つ、尾本さんのおっしゃったポイントで、そういう安全性、セキュリティとセーフガード規制をあわせる、一緒にやったほうがいいんじゃないのという議論の中には、いろいろなデータ等が共用できるのに違いないというところがある。保障措置に係る行政と安全規制に係る行政が別のところにあるがゆえに、事業者に対してそれぞれが同じデータを情報も要求するとか、矛盾した要求を課すこともないわけじゃないとすれば、それは非効率であるから、原子力核セキュリティ規制当局と核物質管理にかかわる規制当局が重複した、あるいは矛盾した要求を事業者に課すことはできるだけ排除されるべきだということは指摘していいのかなと思うわけです。

それから、尾本さんが最後に言われたセーフガードバイデザイン、セキュリティバイデザインというか、そのことですが。原子力委員会はこれまで設置許可申請書にある目的が平和

目的だからだと、そういうようなレベルの審査をしてきたわけです。今のようなことでバイデザインとなると、基本設計の段階からセーフガードアビリティということについてチェックするということはとても大事なことだと思うわけです。ですから、今恐らく新しい安全規制体系を整備する中で、並行して安全規制の法制度も当然つくり直す作業がなされているに違いないと思われるところ、それならばこの保障措置に係る規制もそういうバイデザインでやるとすれば、基本設計の段階からそうした規制が、例えば皆さんがよく言うように、核拡散抵抗性というのは技術と制度との両面で担保されるものという言葉がある時代ですから、そうしたことを踏まえた規制がこの新しい規制、法体系の整備の作業の中で考慮されるべしということは申し上げていいのかなと思います。

そんな3点をこの見解の採択に際しての皆様の総意であるとして議事録にとどめるという ことで処理させていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、そういうことでこの見解を委員会として決定することにいたします。 ありがとうございました。

それでは、次の議題。

(中村参事官) 続きまして、5番目と6番目の議題をあわせてご説明申し上げたいと思います。 鈴木原子力委員会委員長代理、尾本原子力委員会委員の海外出張につきまして、濱田調査員 よりご説明いただきます。

(濱田調査員)資料第5号、鈴木原子力委員会委員長代理の海外出張について、ご説明いたします。

出張先はスリランカになります。

出張期間は9月2日~9月8日でございます。

渡航目的ですが、9月3日~4日にスリランカで開催される途上国のためのエネルギー選択肢、Power Options of Developing Countriesの会議に参加し、「福島原子力発電所事故から学ぶ教訓と生じ得る影響」と題した特別講演を行います。また、9月5日~7日は2004年12月に発生したスマトラ沖大地震により発生したインド洋大津波の被害を受けたスリランカの被災地に設置された施設を視察する予定でございます。

4番は主要日程としまして、2日に東京を発ちまして、3日と4日に会合に出席いたしま す。5日、6日、7日は視察ということで、8日にご帰国されます。

以上です。

次に、資料第6号、尾本原子力委員会委員の海外出張でございます。

出張先はタイ王国、バンコクになります。

出張期間は8月31日~9月3日になります。

渡航目的ですが、タイ原子力庁の招きで、9月1日~2日にバンコクで開催される原子力におけるセキュリティ・安全・保障措置に関する国際会議に出席し、福島第一原子力発電所の事故に関する説明を行い、関係者らとの意見交換を行います。

主要日程でございますが、31日に東京を出発しましてバンコク着。1日、2日に会合に 出席しまして、3日に帰国の予定でございます。

以上です。

(近藤委員長) それぞれ大変暑いときに暑いところへ行かれて熱い議論をされること、特に福 島原子力発電所の事故についての説明、国際社会に対する説明責任を果していただくことに ついて、ご苦労さまですがよろしくお願いいたします。

それでは、その他議題。

(中村参事官) その他、特に議題としては準備してございません。お配りしてあります資料についてご連絡をしたいと思います。

資料7が第24回の原子力委員会原子力防護専門部会の開催のご案内でございます。9月 5日、10時からの予定でございます。

それから、資料8と9でございます。第28回と第29回の定例会の議事録でございます。 以上です。

(近藤委員長) 防護部会のパブコメは終わったんですか。

(吉野企画官)はい、終わりました。26件です。

(近藤委員長) わかりました。

先生方のほうで何か。よろしゅうございますか。

それでは、次回予定を伺って終わります。

(中村参事官)次回第34回の原子力委員会定例会につきましては、開催日時が9月6日、1 0時半から、この場所を予定してございます。以上です。

なお、原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々との 定例の懇談会を開催してございます。次回の9月6日が9月の開催日としての第1火曜日に 当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと 考えております。プレス関係者の方々におかれましてはご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長)では、終わります。 どうもありがとうございました。

一了一